

環境省共同発表

平成20年9月11日

家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について (平成19年度)

平成19年度における特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)第53条に基づく小売店への立入検査の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 概況

平成13年4月に施行された特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)は、廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)について、消費者による適正な排出、小売業者による消費者からの引取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取り及び家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進しています。

経済産業省及び環境省では、再商品化等に必要な行為の実施状況を把握し、その結果を踏まえて必要な指導等を行うために、家電リサイクル法第53条に基づく立入検査を実施しています。

2. 立入検査の状況

平成19年度は、小売業者に対する立入検査を460件実施しました。立入検査結果に基づき、のべ478件の指導等を行うとともに、2件の勧告を行いました。

経済産業省及び環境省においては、今後とも、小売業者の同法順守を図るため、引き続き同法の規定に則して必要となる立入検査等により対処してまいります。

平成19年度立入検査件数

立入検査件数	460件
うち指導等有り件数 (うち勧告件数)	263件 (2件)
うち指導等無し件数	197件

平成19年度立入検査における指導等件数

指導等事項	指導等件数
引渡義務について	16件
収集・運搬料金の公表について	26件
特定家庭用機器廃棄物管理票の取扱いについて	231件
その他	205件
計	478件

立入検査の結果を踏まえ、同一事業者に複数件指導を行ったことがあるため、指導等件数は立入検査結果件数に比べ多くなっています。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室長 河本 健一

担当者：浅川、立石

電話：03-3501-1511(内線 3981)

03-3501-6944(直通)

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室長 上田 康治

担当者：正岡、安藤

電話：03-3581-3351(内線 6836)

03-5501-3153(直通)